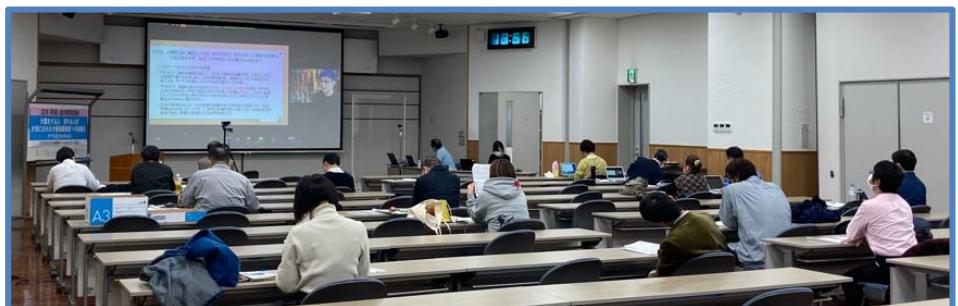


## 介護ウェーブ2021 推進ニュース

## ★ 2021年全国介護学習交流集会「介護をする人・受ける人が大切にされる介護保険制度への転換を-ケアを社会の中心に-」を開催(2021年10月31日)

10月31日(日)に全日本民医連・中央社保協・全労連の合同で2021年全国介護学習交流集会を開催しました。今年は「介護をする人・受ける人が大切にされる介護保険制度への転換を-ケアを社会の中心に-」をスローガンに開催し、全国から181名(Web参加も含む)以上が参加しました。



集会に先駆けて同志社大学の岡野八代氏を招いて「ケア労働から新しい民主主義を考える」(仮)をテーマに講演していただき学習を深めました。

講演では、「コロナ以前からケア労働を軽視してきた社会が目の当たりになり、資本主義社会がケア労働を評価しない、できない仕組みになっている。ケアレス・マンモデル(ケアをしない人たちがモデルとなって社会が作られていること)として、政治の中核には他人をケアすることを想定しておらず、ケア労働を通して他者のニーズに応えようとしている人たちがどれほどの労力を使い、気持ちを込めて日々のケアを担っているのかがわからないことが凝縮されている。私たちの社会はエッセンシャルワーカーがいるからこそ成り立っている。だからこそ、ケア労働に携わる人たちこそが社会から一番大切にされないといけない。誰かの支援がないと命を落とす存在がいる限り、ケア労働はエッセンシャルである。政治や経済は人の尊厳を尊重するケア実践からその重要性を見習うべきであり、皆さんのが声を政治に結び付けてケア労働を評価できる人間らしい社会にしないといけない」と訴えました。

講演のIIとして、全日本民医連 林事務局次長より、中央社保協「介護保険制度の抜本的提言(案)」について報告を受けました。提言(案)のポイントや介護保険21年が経過され、サービスを「利用できない・利用させない」制度に変化していることを指摘し、「介護保険制度の設計は公的介護サービスの『保障』ではなく、家庭内介護を限定的に『支援』する制度であり、私たちがめざす『介護の社会化』とは政府が介護に対する公的責任を果たし、公的介護保障を拡大することである」と発言がありました。



現場からの発言では、石川・特別養護老人ホームなんぶやすらぎホームの廣田雅子氏より、8月から実施に移された補足給付見直しのアンケート調査について報告を受けました。入居者144名のうち第3段階②に該当される方が45名いることやアンケートの記述では、「年金での支払いを超えると施設利用できなくなる。路頭に迷います」などの意見が寄せられ、「本人の所有資産からむしり取る仕組みに大きな問題を感じている。コロナ禍で様々な困難を強いられているなかで低所得者の負担を引き上げる改悪は許されるものではない」と報告されました。

福祉保育労東海地本書記長・西田知也氏より、昨年の11月に福保労の組合員が夜勤中に倒れて亡くなったことがきっかけに開始した「ワンオペ夜勤調査」の報告を受けました。調査結果では、「震災があった時の対応の不安」、「休憩がとれない」、「障がいのグループホームでは月の夜勤日数が27回」などが挙げられた。「調査を受けて、夜勤をしないと生活できる賃金に届かない実態や低すぎる待遇などの労働条件の問題も明らかになり、こ

の状況では職員・利用者の命が守れないため、命が守れる配置基準を目指して全国の仲間と共に声を上げていきたい」と発言されました。

宮城一般労働組合こ一ぶ福祉会支部・関内照美氏より、たび重なる介護保険制度・介護報酬の改悪により、ケアマネジャー資格を取得する人どころか、更新する人も減ってきている実態が報告されました。

認知症の人と家族の会東京支部・大野教子氏より、「コロナ禍で介護者は家族との繋がりの喪失・面会ができるない不安、地域のつながりの分断・つどいへの希求などを抱えており、その気持ちに応える役割が東京都支部にあるため、今でもできる事・今だからできる事に臆せずに挑戦していく必要がある」とのビデオメッセージが寄せられました。

最後の行動提起では、全労連・前田博史副議長より、学んだことを職場や地域に広め、介護保険制度の抜本的転換の必要性を社会に訴えること、そのために介護保険制度の抜本的転換を求める請願署名や介護保険制度の抜本改革提言（案）を活用し、自治体要請などに取り組むことが提起されました。

当日資料：全資料は下記のページに掲載しております。

[中央社保協など/2021年\(第19回\)全国介護学習交流集会のご案内 - 中央社保協 \(shahokyo.jp\)](https://shahokyo.jp/2021/10/19/)



## ■ 介護施設のかかり増し経費支援事業、支給基準が示される。

厚労省は、9月末までの時限措置となっていた診療報酬上の特例措置に代わる介護事業所への感染防止対策支援について、今年10月から12月末までの3ヶ月間に新型コロナウイルス感染症対策のかかり増し経費を支援する補助金の支給基準の方針を介護団体に提示しました。介護事業所で提供するサービスや施設の規模別に補助上限額を設定して経費を補助します。補助金の支給は12月末で終了予定となっています。

補助金では、9月末まで介護報酬でかかり増し経費分として0.1%が上乗せ算定されていた全介護施設・事業所を対象に、衛生用品やパーテーション、パルスオキシメーターなどの備品の費用を支給します。事業者が自治体に補助金を申請し、補助を受ける価格が確定した後に補助金が支払われます。地域医療介護確保基金の枠組みを活用して支給されます。下記の通知全体は今年4月1日から適用となります。

厚労省 HP:「新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」について  
URL:[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00257.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00257.html)

## ■ 各地の取り組み

### ○ 自治体キャラバン全日程を終了（山梨民医連）



1か月にわたった自治体キャラバンは10月13日の甲府市を最後に全日程終了しました。期間中、各事業所から地元・近隣自治体に事例をもって懇談に臨み、国保・介護保険制度の改善を求めました。参加された職員の皆さん、送り出していただいた職場の皆さんご協力ありがとうございました。



お問い合わせ先 介護ウェーブ推進本部

TEL:03-5842-6451

E-mail:[min-kaigo@min-iren.gr.jp](mailto:min-kaigo@min-iren.gr.jp)

全日本民医連事務局:高梨・瀧澤